

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>私有端末等を用いて庁内に設置された職員用パソコンを操作する「リモート操作型在宅勤務環境」を整備するにあたりサービスの調達を行う。 当サービスの調達にあたっては、以下の要件をすべて満たす製品が『リモートデスクトップ for LGWAN サービス』のみであることから、これを調達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁内でのサーバ構築が不要で初期構築費用・システム運用費用が節減でき、LGWAN内で安全に利用できるLGWAN-ASP型の製品であること</li> <li>• 県職員が所有する私有端末から円滑な操作ができるよう、Windowsに加え、その他のマルチOS (iOS/Mac/Android) により動作が可能である製品であること。</li> <li>• セキュリティ確保の観点から、端末固有情報 (デバイス ID) を用いたアクセス制御機能を備えること。また、利用者 ID については、業務運用上の要件として複数名による共用が可能であること。</li> </ul> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>『リモートデスクトップ for LGWAN サービス』は NEC ネットエスアイ株式会社の直販型の製品であり、NEC ネットエスアイ株式会社以外から調達できない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。